

## 大阪・金剛寺の神像群について

### はじめに

御神体の一種、神像は通常社殿の奥深くに秘されている為に、調査・研究を行うことがなかなか困難である。しかし、神像彫刻というものは、造形が仏像彫刻とはどこかちがった魅力に富んで、造形史上欠くことのできない存在であることもまたたしかなのである。この小報告は数年前の冬に機会を得て行った調査・写真撮影を基とするものである。周知の様に金剛寺は大阪府下にある真言宗の名刹である。ここに考察を行う神像群については既に和高伸次氏が『河内長野市史』第十巻に紹介を行われているものである。しかし、調査の結果が必ずしも和高氏の考察と一致せず、『河内長野市史』に掲載された写真がちいさくみにくいと考えた為、我々の考察を述べ、同時に写真を中心とした資料で、金剛寺の神像群の全様を明らかにして、先学諸賢の御叱正を期した。

田 中 惠  
 (岩手大学教育学部)  
 藤 原 正 己  
 (元興寺文化財研究所)  
 齋 藤 望  
 (彦根市教育委員会)

なお、神像群の調査を御許可下さった金剛寺の御好意に、この小文がいくらかでも報いることができれば幸いと思う。

### 一 金剛寺神像群造立の歴史的背景について

大阪府河内長野市天野町に所在する金剛寺は、いわゆる南北朝時代、南朝と密接な関係を保ったことにより、寺史に関する研究は少くない<sup>1)</sup>。したがって、ここでは、現存する神像群にかかわる丹生・高野両明神及び水分明神に関する史料を検討することによって、それらの神社が歴史的に果たした役割について若干の考察を試みることにする。

まず、丹生・高野明神についてであるが、この両明神が史料上最初に登場するのは建保二年（一一二四）の「金剛寺僧覚心外二名連署解案」<sup>2)</sup>である。これは、「右件寺草創以後数年比、依有夢想告、承安年中為寺家別院奉渡安置高野大師御影<sup>3)</sup>御影并奉勸請丹生高野

両所明神矣」と金剛寺の由緒を述べ、後鳥羽天皇の第二皇女嘉陽門院の祈願所たらんことを請うた解文案である。これに対して、翌建保三年、申請が許可されたことが同年七月の「嘉陽門院廳下文」<sup>(3)</sup>によって知られる。

丹生・高野両明神が、承安年中、金剛寺中興開山阿観によって勧請されたのは、これらの金剛寺文書に「南山之風」を伝えたたとあるように、高野大師御影の奉安と共に、高野山の規模を再現するという意図に基づいていると思われる。

ところで、金剛寺の創建は、承安年中を遡ること数年の頃と記されているのであるが、別項に述べられるように、現存する神像群の内、(1)僧形神坐像は、十世紀の製作と考えられるのである。また、寺内には薬師堂の千手観音立像を始め、十一世紀に製作されたと思われる仏像がいくつか現存している。金剛寺に現存する白鳳期の銅造観音立像はひとまず除くとしても、金剛寺文書に記された金剛寺創建年代を遡る像がいくつか現存することは注意される。建久二年(一一九一)の「僧隆敵田地寄進状」<sup>(4)</sup>によれば、僧隆敵の先師たる僧が造立した塔婆が建久二年当時、既に破損著しい状態であったので、修理料として隆敵が田地を寄進したことが知られる。しかし、ほとんど無名の山寺、金剛寺がその規模を整えることが可能になったのは、隆敵とその先師の努力によってではない。すなわち、隆敵の先師によって整備された金剛寺は、一旦、退廃するに至り、阿観の入寺以後、鳥羽法皇の第三皇女・八条女院暲子内親王の祈願所となり、また寺領の寄進を得るに及んで始めて、再興されたのである。有能な僧阿観の出現と法皇家を本所と仰ぐことによって再興は可能となったのである。そして、その再興は、当時の法皇家と高野山との密接な関係に照応して高野山の規模を模倣する必要があったのである。その後金剛寺は、後白河法皇の第二皇子守覚法親王の支配下にあった仁和寺を本寺と仰ぎ、さらに先に見たように建保三年には、嘉

陽門院を本所とするに到る。このように、阿観入寺以後、法皇家の庇護下に自己の存立基盤を求めた金剛寺にとって、法皇家との関係の生じる阿観より以前の歴史は、さして重要なものとはみなされず、十十一世紀の造像と思われる仏像及び神像が現存するにもかかわらず、その造立背景等の寺史は残されることなく失われてしまったのである。

先に述べた建保二・三年の二通の文書の後、高野・丹生明神が再び歴史上に登場してくるのは、弘安年間「金剛寺衆徒興福寺僧祐実訴陳状并具書等案」<sup>(7)</sup>と名付けられた一連の文書である。これらの文書に関しては、既に竺松宏至氏によって法制史的考察が加えられているが、その内容は、建保二年大中臣助綱によって金剛寺に寄進された和泉国大鳥郡和田上中条の所有権をめぐる大和春日社との相論に関するものである。訴訟関係文書の通例として、両者の主張は多岐にわたっており、その詳細は略すが、ここで注目されるのは、「神明之物」・「三宝物」・「悔返之法」等の用語の登場することである。右の荘園は、建保二年大中臣助綱によって金剛寺に寄進されたのであるが、その後、和泉国衛の干渉により荘園の名は取消され、助綱の子助盛によって春日社領として寄進されてしまう。これに対して金剛寺は、その荘園の回復を訴えたのである。一方、興福寺僧祐実は「初度陳状案」において、「寄附神明之物、悔返之法未聞其跡」と反論し、一旦春日神の神物となったものは、理由の如何を問わず返却の必要はないと主張する。これに対して金剛寺は、春日社の主張を逆手に取って、「第二度訴状案」において、「神明物尚不悔返由申之、何況三宝物可奪取之哉」と述べ、神物であっても返却の必要はないのであるから、仏物にあっては当然所有権の移転などありえないと主張するのである。と同時に、その荘園が最初に金剛寺に寄進されたことを証拠だてる証書類が、弘安年間当時、春日社側に渡っていたことに関して、「三地主聖二所明神御所持之証文」

と証書類を規定し、現在の所在地がどこであろうと、金剛寺の仏神の本来所有すべき証文であるとしたのである。当時の訴訟制度よりすれば、右の証書類が春日社側にあることは金剛寺側にとっては致命的な弱点であるはずであるが、しかし、仏物・神物の論理よりすれば決定的な敗訴要因とはならなかったのである。この訴訟は結局、金剛寺の所有権の承認と、春日社にも一部得分を認めるといふ形で、一応金剛寺側が勝訴するのである。

阿観以後、法皇家との関係を保ち、その祈願所として高野山の規模を再現するために勧請された金剛寺の高野・丹生明神は、他者の強力な庇護を期待できなくなった鎌倉時代後期に至って、金剛寺荘園の確保のため、自らその神威を主張してゆくことになるのである。

その後の金剛寺の鎮守神に関する記録は極めて少ないが、応長三年（一一三一）の「金剛寺評定置文写」には、「鎮守山王丹生高野両所明神」とあり、この時期には山王社が追加されていたことも考えられよう。

ところで、水分明神に関しては、図版に載げた内殿の奥壁背面に永享四年（一四三二）再興の旨を記す墨書銘（18頁参照）を初見とし、その創立期に関しては不明とする他はない。その後、慶長十一年、金剛寺の伽藍は、三明神社を含めて大規模な再建を経て、ほぼ現在の規模を整えたのである。

以上のように、寺院における鎮守社の創建とその理由は、残されるべくして残った特定の史料によってしか知ることができないのであるが、多量かつ良質の文書類の残存する金剛寺の場合は、断片的にはあれ、それを知ることのできる数少ない例の一つであるといふことができよう。

（藤原正己）

註

（一）金剛寺の寺史に関する研究の内、総括的なものとしては、『天野金

剛寺古記』（『大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告書』第六輯）及び『河内長野市史』を上げることができよう。

- （2）『大日本古文書』金剛寺文書、四二。
- （3）同右、四三。
- （4）同右、三二。
- （5）『国宝金剛寺塔姿及鐘樓修理報告』を参照されたい。
- （6）金剛寺文書、二〇。
- （7）同右、七四。
- （8）笠松宏至『徳政令』（一九八三、岩波書店）。
- （9）金剛寺文書、拾遺七。

二 金剛寺の神像群

金剛寺には十六軀の神像とこれらを安置していたとされる十基の内殿とが伝えられている。このうち、(1)僧形神坐像は、近年まで山門前の鎮守社に御神体として安置されてきたもので、その他の十五軀は丹生高野明神社に昭和二十年すぎまで伝来してきたものである。内殿については、(4)―(10)は丹生高野明神社に伝来し、(1)―(3)はこれに隣接した水分明神社のもので、永承四年（一四三二）の再興銘がある<sup>(2)</sup>。しかし、(3)男神坐像の像底には「水分大明神」の墨書があるから、十五軀の神像群のうちには水分明神社の像が混在していると考えるのが妥当であろう。

さて、金剛寺の神像群の像高についてみると、(1)僧形神坐像の三六・二センチと、(4)女神坐像の六・八センチ（台座を含む）を別とすれば、いずれも二十センチ内外（十三・六―二十四・五センチ）の神像としては標準的なものである。又、制作年代についてみれば、十世紀より十六世紀の長きに亘っている。これらの神像群のなかで注目されるのは次の諸像である。

- (a) (1) 僧形神坐像
- (b) (2) 武将神坐像
- (c) 台座裏の「延元々年……」の修理銘とそれにかかわる諸像 (6) (7) (8) (9) の像

(c) については、別項で触れられるので、ここでは、(a)、(b) について少し詳しくふれておくこととした。

(1) 僧形神坐像は、金剛寺の神像群のうちで制作時期の最も古い像である。頭部を円頂とし、衲衣は両肩を覆い、右肩に懸る衣の端を腹前でたくしこみ、右手前膊に懸る衣端は左足先を覆っている。左腕は屈臂し、右手は膝上に置くが、両手首より先を欠失するので、当初の印相と持物は明らかでない。左足を前にして結跏趺坐する。構造はケヤキ材の一木造りで、両手首より先を差込みとするほかは、木心を右後方に去った統一材から彫成する。内刳りは施しておらず、各処に干割れが生じている。現在見える白色下地は後補であり、当初は素地仕上げとしていたものであろう。全体のプロポーションをみると、頭部を大きめとし、両脚部を厚くつくって、小像ながら堂々とした姿を感じさせるものとなっている。ふくよかな顔のふくらみに、やや眼尻の上った眼を刻む相好は、若々しさを感じさせ、又、耳輪が厚く偏平な耳の形や簡素に刻まれた衣褶は古様を示している。制作期は十世紀まで遡ると考えられる。

この像の表現のなかで特に注目されることに、ノミ痕をとどめる荒い地肌の仕上げがある。左腹部や両膝頭、両袖部、そして背面上半身にはザクザクと明瞭に彫り込まれた丸ノミの痕、背面腰の辺には手斧の痕さえ認められる。近畿に所在するこの種の不規則なノミ痕を留める像には、兵庫・温泉寺の十一面観音立像をはじめとしていくつかの作例が知られている。これらの像には東国のナタ彫り像ほどノミ痕に規則性がないために、未完成像であるとする見方が有力である。しかし、最近この種のノミ痕に靈異の表現を認めよう

とする見解もだされて注目される。<sup>(4)</sup> この像のノミ痕は、像の制作工程のそれぞれの段階を留めている感もあるが、肉身部ではノミ痕が比較的丹念に浚われており、精粗が区別されるようにもみえる。やはり、この様な仕上げをすることによって、神のもつ靈威を表現しようとしたと考えるのが妥当であろう。この像がこの種の表現について考察する重要な一資料であることは間違いない。

なお、この像の神名についてはであるが、この像の様な僧形の神像としては、東寺や薬師寺に所藏される八幡神の像がよく知られており、僧形神像を八幡神に限定して考えるむきもあるが、八・十世紀頃の神仏関係を考慮すれば、必ずしも限定的に考えずともよいと思われ、神名は不明とするほうがよいであろう。

さて、(2) 武将神坐像は甲冑をつけ、忿怒相を現わし、左手第二・三指を伸べ、一・四・五指を曲げ、右手は持物を把って坐す像である(持物欠)。彫り口は、簡素で全体に穏やかな作風を示している。制作期は十二―十三世紀と考えられる。この像は、全て一材より彫出されており、当初の印相が判ることは貴重である。武将神像の遺例は、必ずしも多くないが、この像と同様な印相を京都・大將軍八神社の武将神像群にも見ることができ、武将神像の性格を考える上で有力な資料と思われる。

以上のように金剛寺の神像群は、種々の問題を提起しており、神像彫刻の研究を進めていく上で、今後もさらに考究されなければならないと考えられる。

(斎藤 望)

#### 註

(1) これらは、金剛寺内に、鎮守社及び丹生高野明神社に伝来したも  
のとして保管されている。本稿では、これと伝来を異にするかと思  
われる(ゆ蔵王権現像も含めて紹介することにした)。

(2) 神像および内殿の伝来については、『河内長野市史』第十巻所載

の和高伸二氏の解説による。

- (3) 久野 健「鉦彫と未完成像」『美術研究』二〇三。  
 (4) 井上 正「京都月輪寺千手観音立像」『日本美術工芸』五三六。  
 「京都地福寺阿弥陀如来坐像」(同・五三七)。

### 三 延元元年の修理銘について

金剛寺の神像群のなかで注目すべき資料に、台座裏に記された墨書銘がある。

延元々年丙子七月十四日

御躰等破損之修造了

この墨書銘は同一文章が四つの台座に認められ、延元元年(一二三三六)にいくつかの神像が修復されたことを伝えている。しかし、この墨書銘を記す後屏付の台座は大変に素朴なもので、板を二枚組合せ形を整えただけのものであり、その上に坐する神像の固定装置も全く持たない為、台座と像との当初の組合せは、金剛寺の神像群のうち、像高が一五〇二五センチ位の像と組合さる可能性が強いとする外はなく、又、現状の組合せについても肯定も否定もすべき資料はない。要するに、この銘文は金剛寺の神像群について十四世紀前半に大きな修理が行われたことを示すに留まるかにみえる。

従来の日本の彫刻についてみると、中心となるのは仏教彫刻であり、その盛期も十三世紀半ばまでといえる。従って、十四世紀以降の彫刻の様相は、最近研究が徐々に進んできているとはいえないものの、その美術的な位置は必ずしも高くはない。しかし、その様な状況の下で、十四世紀頃の神道関係の彫刻はなかなか注目すべきものとは考えられている。この様な遺品はあまり紹介されているとはいえない。

例えば、岩手県北上市の白山神社蔵の男神像と蔵王権現像<sup>(1)</sup>や、和歌山県日高郡の安楽寺の本地仏群<sup>(2)</sup>などはもともと良く知られてよい造形として私の記憶に残っている。又、十三世紀後半頃から多く製作されている懸仏の造形も今までは工芸品として扱われることが多く、造形作品としての注目度はあまり高くない様に思われる。ここではこれらの作品について触れる余裕はないが、それらにみられるのと同様の造形が、金剛寺の神像群のなかにもみられるのである。

金剛寺の神像群中、(7)男神坐像は、上歯を見せて強い威嚇の表情を示している。冠をつけ袍を着て、拱手した手には笏(現状は欠失)を持つという姿は、通形の衣冠束帯形の神像と同じである。しかし、強くつり上がった眉ときょろりと見開いた眼、そして前述の歯をみせた口——この大変特徴的な様子を示す顔付は、それが単に形式上の特色を表現したというよりも、神格に適わしく表現が考えられたものと思われる。資料の写真によって判かる様に、この像は頭部の比率が大きい、それは二十四・一センチの像高よりすれば、顔の表情を中心とした造像法は納得できるものであり、同時に肩から腕にかけてを充実してつくり、膝前を省略する手法には、巧みに欠点を補おうとする意図すら感じられる。側面観は必ずしもすぐれてはいないが、厨子風の内殿の存在を考えれば、側面観はあまり考慮されなかったとしてもよいだろう。

この(7)像と同様の作風を示す像が他にもある。(8)男神坐像には(7)像程の誇張はない。若干骨張って縦長の顔を持ち、老相を示している。この像も通形の衣冠束帯像である。しかし、全体におとなしい感じではあるが、尋常ではない顔付には神格に適しい表現が感じられ、作者の造形意図をみることができるといえる。又、肩を張ったつくりや袍のたたみかたに(7)像と共通した彫口をみることもできる。(9)男神坐像は、(7)像、(8)像とは少しちがった表現をみせている。壮年の相を示す男神像であるが、プロポーションもデフォルメはあまり強調

されない。それだけに、小像ゆえの弱さが露わになっている。しかし、全体をおだやかにまとめて、威厳のある顔を表現する辺に工夫が認められ、(7)像、(8)像と制作時期を同じに考えてよい。(6)男神坐像もこの時期の制作に考えてよいものである。あまりすぐれた出来とはいえないが、神格表現に対する工夫も認められ、(9)像の延長線上にその存在を考えられるからである。

これら四軀の男神像は全く同じ作風を示しているわけではないが、小像ながら神格を表現しようとしたと考えられる工夫が施された顔付がみられることは注目される。そして、体軀の表現は省略的であり、彫刻としてのモデリングには必ずしも上手といえないところもある。そこに鎌倉期半ば以降の彫刻の欠点をみることもできよう。しかし、特色のある顔付——これは古代の神像彫刻に較べてずっと現実的であるにしても——その表現は問題にされるべきものと考えられるのである。

さて、これら四軀の制作年代を考えておく。これらの像の体軀の表現には既に塊量性をみることはできない。その点から鎌倉期半ばを遡ることは前述の様にできない。さらに、現実的な顔付という見地からは、頂相彫刻の様な肖像彫刻から考えても十四世紀的であると考えられる。そこで、記年銘のある神像彫刻との比較を試みるとこの像に近い特色をもつものに、嘉暦元年(一一三二六)の胎内銘札をもつ島根・赤穴八幡宮の八幡三神像が知られる。八幡三神像のなかの男神坐像にみられる現実的な顔付や深い衣褶の彫口は、金剛寺の前述の四軀にも共通するところがある。それゆえ、金剛寺の(6)(7)(8)(9)の四像の制作期を十四世紀前半に比定することも、様式上矛盾のないところと考えられるのである。

以上の様な考えに基づく時、最初に述べた延元元年(一一三三六)の修理銘とのかかわりは無視できないところである。すなわち、別に述べられる如く、制作が平安期に遡る像も含まれる金剛寺の神

像群であれば延元元年に修理が行われたことも当然事実であろう。しかし、それは単に修理のみが行われたと考えるよりは、(6)(7)(8)(9)像の新造も含めて考えたほうが妥当と思われる。その様に考える時、修理銘はこれらの造像をも示していると考えられ、必ずしも多くはない造像年のはっきりした神像として、又、十四世紀前半の造形様式の一つの姿をあらわすものとして、注目されるべきものと考えるのである。

## 註

- (1) 岩手県指定文化財である。  
 (2) 和歌山県指定文化財である。  
 (3) 十三世紀後半より十四世紀前半の記年銘のある神像としては、次の様なものが知られている。  
 弘安五(一一八二) 埼玉・峯岡八幡宮 僧形八幡神坐像  
 弘安十(一二八八) 長野・鳩ヶ峯八幡宮 男神坐像  
 嘉元三(一一三〇五) 栃木・輪王寺 男・女神坐像  
 嘉元三(一一三二六) 島根・赤穴八幡宮 八幡三神坐像  
 (4) 造像銘が修理銘の形をとって記されることもないわけではない。唐招提寺の弥勒仏坐像の銘文などはその例と考えられている。あるいは金剛寺の場合もそう考えてもよいかもしれない。

(一九八三年九月二〇日受理)

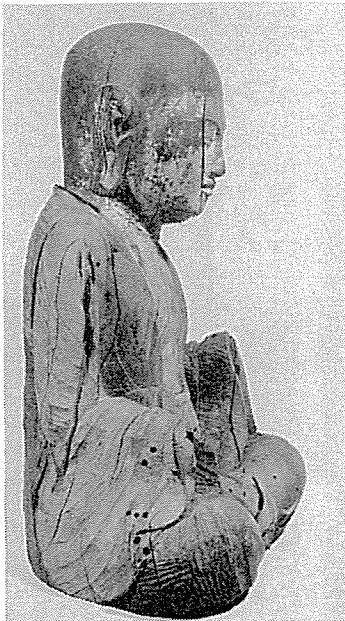
## 資料と図版

## (1) 僧形神坐像

ケヤキ材と見られる統一材から、両手首先部を除いて彫成する。処々にノミあとが残る。現在見える白色下地は後補で、当初は素地仕上げだったと考えられる。台座底面に「一ノコセ」、後扉裏面に「一御前」の墨書銘があるが、ともに造立当初のものではない。十世紀の制作。△欠失▽両手首先部△後補▽台座



像高 三六・二センチ 面幅 八・五 頂―顎 一三・〇  
 耳張 一〇・〇 面奥 一一・〇 膝張 二九・五 胸厚  
 九・五 膝高(左) 七・〇 腹厚 一一・五



(2) 武将神坐像  
像高一七・一センチ、ヒノキ材、一木造り、彩色像。像底に「南四」  
の墨書銘がある。十二―三世紀の制作。△欠失▽右手持物△後補▽台  
座







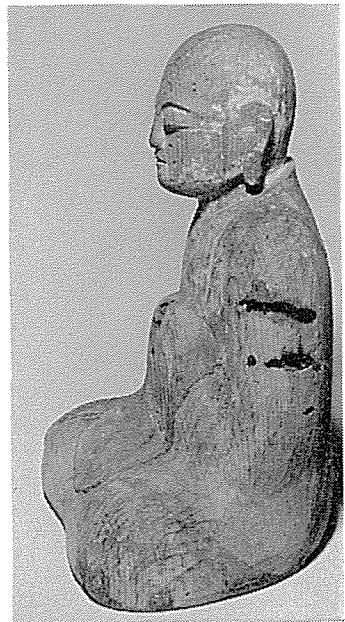
## (3) 男神坐像

像高一八・七センチ、木造(用材不明)、一木造り。像底に「水分大明神」台座底面に「延元々年<sub>子</sub>丙子七月十四日御躰等破損之修造了」の墨書銘がある。



像底墨書銘

(4) 僧形神坐像  
像高一五・一センチ、ヒノキ材、一木造り、彩色像。十二―三世紀  
の制作。



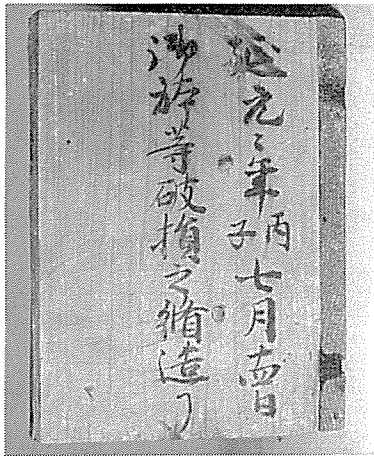


◀ (5) 女神坐像

像高一八・三センチ、ヒノキ材、一木造り、彩色像。頭部前面を別材矧付けとする。台座底面に「延元々年丙子七月十四日御躰等破損之修造了」の墨書銘がある。十二世紀の制作。△欠失▽左手先部、右手首先部、△後補▽頭部前面矧付材。

▼ (6) 男神坐像

像高二一・〇センチ、ケヤキ材、一木造り、彩色像。台座底面に「延元々年丙子七月十四日御躰等破損之修造了」の墨書銘がある。延元元年の制作か。△欠失▽冠の一部、笏。



台座裏墨書銘

▶ (7) 男神坐像

像高二四・一センチ、ヒノキ材、一木造り、彩色像。  
延元元年の制作か。△欠失▽笏、△後補▽冠の一部。



◀ (8) 男神坐像

像高二三・二センチ、ヒノキ材、一木造り、彩色像。  
延元元年の制作か。△欠失▽冠の一部、笏。





◀ (9) 男神坐像

像高一四・二センチ、ケヤキ材、一木造り、彩色像。  
台座底面に「延元々々子丙七月十四日御躰等破損之修造了」  
の墨書銘がある。延元元年の制作か。△欠失▽笏。



▶ (10) 男神坐像

像高一八・七センチ、ヒノキ材、一木造り、彩色像。  
両足部横一材を短ぐ。十五―十六世紀の制作。△欠失▽  
笏、△後補▽両足部、台座。



▶ (1) 男神坐像

像高一三・六センチ、ヒノキ材、一木造り、彩色像。後頭部に欠損部がある。十五―六世紀の制作。△欠失▽冠の一部、笏。



◀ (2) 男神坐像

像高一五・七センチ、ヒノキ材、一木造り、彩色像（現状素地を呈すが、処々に胡粉下地が認められる）。両肩下りから地付に至る体部外側に各一材を刳付る。十五―六世紀の制作か。△欠失▽冠の一部、笏。△後補▽体部右外側の刳付材。



◀ (13) 男神坐像  
 総高二九・二センチ、ヒノキ材、一木造り、現状素  
 地を呈す。台座まで含めて一材から彫成する。十四—  
 十五世紀の制作。



▶ (14) 男神坐像  
 総高二〇・五センチ、ヒノキ材、一木造り、現状素  
 地を呈す。台座まで含めて一材から彫成する。十四—  
 十五世紀の制作。

▶ (15) 女神坐像  
総高六・八センチ、ケヤキ材、一木造り、素地仕上げ。台座を含めて一材から彫成する。台座底面に「北ヨリ三」の墨書銘がある。十四—十五世紀の制作。

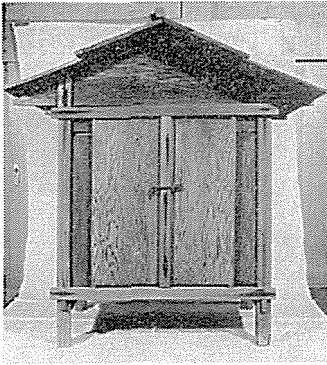


◀ (16) 菩薩形坐像  
像高二五・四センチ、ヒノキ材、一木造り、彩色像。両手  
首先部を削付けとする。十五世紀の制作。八欠失▽左手首先  
部。

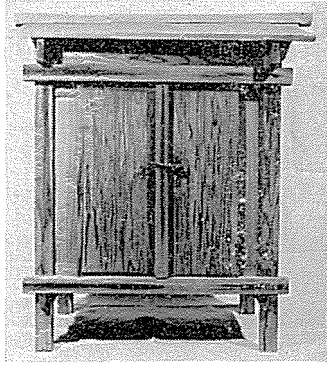




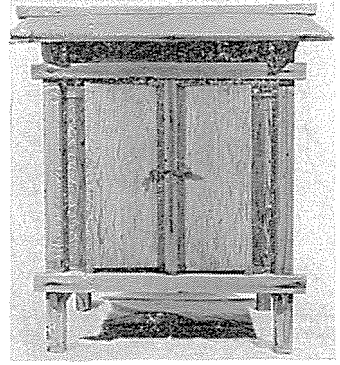
(17) 蔵王権現像  
 総高三一・一センチ、ヒノキ材、一木造り、彩色像。  
 台座を含めて一材から彫成する。十二世紀の制作。  
 △欠失▽右手上腰手から先。



3



2



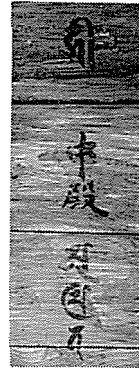
1



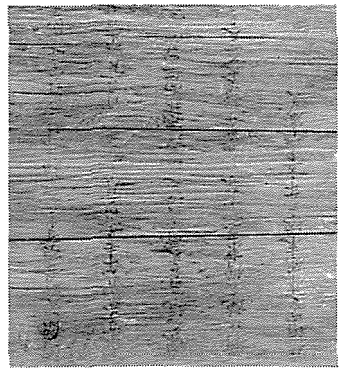
2の墨書銘



1の墨書銘



3の墨書銘



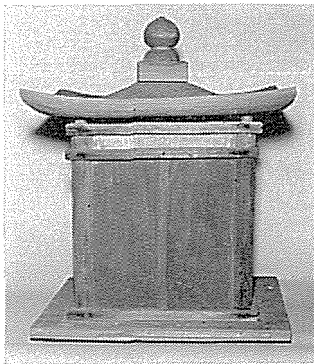
3の墨書銘

内殿 1-3

永享四年に制作された水分明神の内殿である。3の奥壁背面に制作の由来を記す次の墨書銘がある。

河内國天野金剛寺水分大明神御社上尊令造替事  
永享貳年壬子自二月十六日至四月三日於此日有  
棟之祝當公文所新坊之院主法眼和尚位正祐又  
新物施主僧京忍阿闍梨并當檜皮大工四天王寺  
任河内叟藤原末次生年五十二歳矣

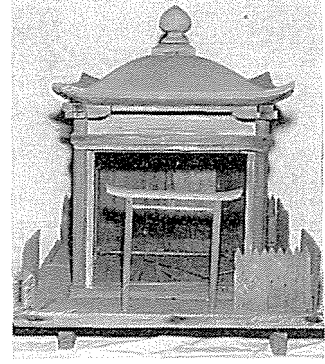
また、内部奥壁に安置像を示すかと思われる梵字、および「左殿ニ菩薩」「右殿ニ菩薩」「中殿」等の墨書銘がある。



6



5



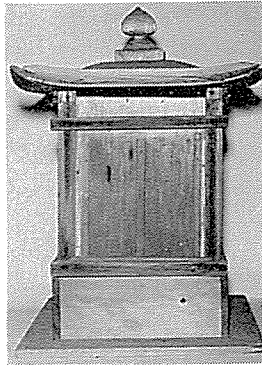
4



9



8



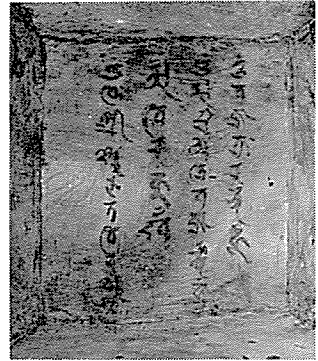
7



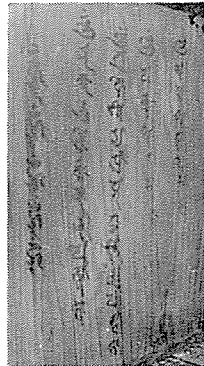
10



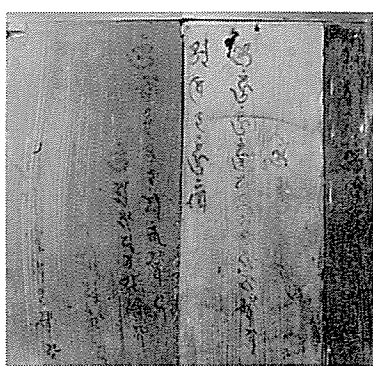
4の墨書銘



4の墨書銘



4の墨書銘



4の墨書銘

内殿 4-10  
4の内部奥壁に次の墨書銘がある。

十二王子百二十社  
丹生高野両大明神

聖光動尊本部十天二十六天等

護法利民天竜八部

天照八幡百二十社及以朝中

一千余社三部垂迹六大諸神

また、天井裏、左壁および右壁に梵字の墨書銘がある。5-9の底面には、5「南二ノ宮」 6「南四」 7「南三ノ宮小」 8「南三」 9「南ノハシ」 と安置位置を示す墨書銘がある。10は屋根のみ古く、本体は後補である。

総高(単位・センチ)

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
三五・五	三七・五	四五・五	四一	三六・五	三六	六七	八九・一	六七・五	六八・五